

重要 ひらいずみ商品券(無期限) 利用終了及び払戻しの実施について

日頃よりひらいずみ商品券をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
この度、「ひらいずみ商品券(無期限)」は、令和8年3月31日をもってご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。
未使用の「ひらいずみ商品券(無期限)」をお持ちのお客様は、ご利用期限までに加盟店でご利用いただくか、以下の払戻し期間内に申し出いただきますようお願い申し上げます。

(表面) (裏面)

対象となる商品券



見本

商品券
金 五 百 円

ひらいずみ商業協同組合

商品券お取扱いについてのお願い **見本**

☆この商品券はひらいずみ商業協同組合加盟店ならどこでもご利用になれます。
☆この商品券とお引換に額面の商品をお選び申し上げます。
☆この商品券は現金とお引換いたしません。
☆この商品券の盗難・紛失等に対しては発行者はその責を負いません。
☆この商品券に番号、発行者印及び販売店印なきものは無効です。

発行者
ひらいずみ商業協同組合
岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山152-2
TEL 0191(46) 3560

引換日	年	月	日
-----	---	---	---

販売店 ひらいずみ商業協同組合 引換店

※この部分に有効期限の記載がない商品券が対象です！！

**加盟店での
利用期限 令和8年 3月31日(火)まで**

利用期限日までに加盟店で使用できなかったお客様は、以下のとおり払戻しをお申し出ください。

**払戻しの
申出期間 令和8年4月1日(水)から
令和8年6月10日(水)まで**

払戻し受付場所：ひらいずみ商業協同組合事務局(平泉商工会内)

払戻し受付時間：午前9時30分～午後4時まで(土・日・祝を除く)

申出及び払戻しの方法：

未使用の「ひらいずみ商品券(無期限)」をひらいずみ商業協同組合事務局(平泉商工会内)にご提出ください。事務局に「払戻し申出書」をご用意しておりますのでご記入いただいた上、その場で現金とお引き換えいたします。

※郵送、電話等での申出・払戻し手続きはお受けできませんので予めご了承ください。

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。(払戻し申出期限を過ぎた場合は、資金決済法で定める払戻しに応じることができません。)

**ご注意
ください**



※「有効期限2026年9月30日」と記載された商品券は、払戻の対象になりません。必ず有効期限2026年9月30日までに加盟店でご利用ください。

お問合せ先：ひらいずみ商業協同組合(平泉商工会内)
平泉町平泉字志羅山152-2 Tel 0191-46-3560